明石市高齢者いきいき計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　健やかで安心して暮らせる高齢者社会に備えるため、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８の規定による明石市老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条の規定による明石市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、高齢者の福祉政策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について学識経験者等の意見を聴くため、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験者

⑵ 保健・医療関係者

⑶ 福祉関係者

⑷ 介護保険施設関係者

⑸ 介護保険被保険者

⑹ 健康保険被保険者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する事務が終了するまでとする。

（会長の職務等）

第５条　委員会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、委員会を代表し会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（専門部会等）

第７条　委員会は、老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、専門部門別に専門部会等を置くことができる。

２　専門部会等の部員は、委員会の委員及び関係団体、関係機関に属する者の中から会長が指名するものとする。

（意見の聴取）
第８条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、福祉部高年介護室が行う。
（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則（平成１４年５月１３日制定）
（施行期日）
１　この要綱は、制定の日から施行する。
（招集の特例）
２　市長の諮問に応じるため最初に開かれる委員会は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。
附 則（平成１７年４月１４日制定）
この要綱は、制定の日から施行する。
附 則（平成２０年５月１日制定）
この要綱は、制定の日から施行する。
附 則（平成２１年１月１６日制定）
（施行期日）
１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の明石市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第３条の規定は、この要綱の施行の日以後任命された委員の定数について適用し、この要綱の施行の日の前日までに任命された委員の定数については、なお従前の例による。
３　この要綱の施行の際、現に在職する市議会議員のうちから選出する委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
附 則（平成２４年３月２７日制定）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年２月２７日制定）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。